

山梨県公報

第二千七百四号

平成二十二年
九月十三日

月 曜 日

目 次

換地計画の適当決定……………五四三

道路の区域変更(二件)……………五四三

建築基準法に基づく道路位置指定……………五四四

公告

県営土地改良事業の計画変更に伴う公告……………五四四

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十一件)……………五四四

告 示

山梨県告示第二百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第一項の規定により、長浜土地改良区から認可申請のあった長浜地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成二十二年九月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十二年九月十四日から同年十月十四日まで
- 三 縦覧場所
富士河口湖町役場
- 四 異議申出期間
平成二十二年十月十五日から同年十月二十九日まで

山梨県告示第二百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十二年十月四日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年九月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府中央右左口線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
中央市中樋字吉町田二二五七番の一地先から 中央市乙黒字下河原笛吹川右岸堤防敷地先 まで	一六・〇〇	一七・三	二五四〇・〇	二六六〇・〇
	三一・五	一六・〇〇		
	一六・〇〇	二五四〇・〇		
	三一・五	二五四〇・〇		

山梨県告示第二百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十二年十月四日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年九月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
中央市乙黒字下河原六六九番の十二地先から 中央市乙黒字下河原笛吹川右岸堤防敷地先まで	一〇・三丁 三一・五	五・三丁 一七・〇	二七〇・〇	二二五・〇
	一〇・三丁 三一・五	一〇・三丁 三一・五		

山梨県告示第二百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年九月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日
平成二十二年九月十三日
- 二 指定道路の位置
笛吹市一宮町竹原田字夕雨田町三三〇番十一、三三二番九
- 三 指定道路の幅員
最大六・〇三メートル 最小六・〇一メートル
- 四 指定道路の延長
四三・八九メートル

公 告

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（白根中央地区畑地帯総合整

備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十二年九月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十二年九月十三日から同年十月十三日まで
- 三 縦覧場所
南アルプス市役所
- 四 異議申立期間
平成二十二年十月十四日から同年十月二十八日まで

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年九月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年八月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社三友設備工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町小立二千五十一番地
 - 3 代表者の氏名 渡邊正司
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第九六九号
- 四 処分の内容 清掃施設工業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年七月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年九月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年八月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 大勝組土木有限会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市後屋町四十一番地一
 - 3 代表者の氏名 三島富夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第二六五〇号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年七月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- 平成二十二年九月十三日
- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十二年八月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社ニド
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町河西千百十五番地
 - 3 代表者の氏名 田中英一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第八六〇〇号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年七月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- 平成二十二年九月十三日
- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十二年八月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 大沼建設

- 2 主たる営業所の所在地 中央市浅利二千七百七十四番地
- 3 代表者の氏名 大沼眞二
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第四二四号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年七月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- 平成二十二年九月十三日
- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十二年八月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 東和エレベーター株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市須玉町穴平千五百八十五番地
 - 3 代表者の氏名 佐野政利
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第二二八四号
- 四 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年八月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- 平成二十二年九月十三日
- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十二年八月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 大丸建設有限会社
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市小見見二千三百六十四番地
 - 3 代表者の氏名 加々美堆伸

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第六四五三号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年七月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年九月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年八月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社伊東建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市徳行一丁目七番二号
 - 3 清算人の氏名 伊東育雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第九二四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年八月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年九月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年八月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 公営事業サービス株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市東光寺一丁目九番十五号
 - 3 代表者の氏名 志村仁美
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二一）第八〇六一号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年八月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年九月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年八月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 シティーマンテナンス株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市東光寺一丁目九番十五号
 - 3 代表者の氏名 志村和之
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二一）第八一一一号
- 四 処分の内容 電気工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年八月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年九月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年八月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 中村建設工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡道志村五千九百九十九番地一
 - 3 代表者の氏名 中村八郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第六〇二九号
- 四 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年七月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年九月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年八月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 水上建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市大里町二八三七番地六
 - 3 代表者の氏名 水上一
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二一)第七九九六号
 - 四 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十二年七月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番